

みなと みた

2015 4
No.109

一般社団法人 三田労働基準協会報

CONTENTS

着任・離任のご挨拶 ● 2

労働行政ニュース ● 3~8

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンが実施されています／安全衛生優良企業認定を受けませんか？／STOP！転倒災害プロジェクト 2015／健康診断を実施しましょう／短時間労働者対策基本方針 東京労働局／三田労働基準監督署

ハローワークしながわインフォメーション ● 9~10

最近の雇用失業情勢／平成 27 年度募集！若者応援宣言企業に参加しませんか？

協会だより ● 11~14

安全管理者・衛生管理者・安全衛生推進者・衛生推進者の選任について／講習会のご案内／三田労働基準監督署人事異動／平成 27 年度(第 67 回)定期総会開催のご案内／「定期健康診断のご案内」について／平成 27 年度会費納入のお願い／新入会員のご紹介

コラム ● 15

いのち・シリーズ⑦ 樋口卓治『ボクの妻と結婚してください』

最新の講習会情報メール配信のご案内

当協会の講習会案内を、メールで受け取ることが可能になりました。ご活用いただきますようご案内いたします。配信をご希望の方は、下記メールアドレスに、「配信を希望する」旨とともに、①「会社名」②「会社所在地」③「電話及びFAX番号」④「今後も郵送による案内ご希望の有無」、をご記入の上、メールをお送りください。

mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp (講習会用)



着任のご挨拶



三田労働基準監督署
署長 武藤 一雄

陽春の候、三田労働基準協会会員の皆様におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

この度、4月1日付をもちまして、三田労働基準監督署長を命ぜられ、過日着任いたしました。今後は、会員の皆様のご理解とご協力をいただきながら労働基準行政を推進してまいり所存でございますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

労働者の安全と健康を確保しつつ、労働基準を確保し、万一の時には被災者等への労災保険法による迅速適正な給付を行うことが労働基準行政に課せられた役割です。この役割を果たすため、次のような対策に取り組んでまいります。

第1には、労働災害防止対策への一層の取組です。仕事が原因で人が死んでしまう、障害を残すような怪我を負ってしまうなどということは決して有ってはならないことです。重篤な災害につながる墜落・転落の危険を排除することが特に重要です。また、第3次産業を中心に転倒災害が多く発生しています。4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動の啓発などの対策を推進していく必要を感じております。

第2は、過重労働・長時間労働による健康障害防止対策の推進です。労働基準の遵守、労働時間管理の適正化を促すとともに本年12月から施行されるストレスチェックの円滑な導入のための周知に努めてまいります。

このほか、労災保険補償の迅速・適正な実施、「専門的知識等を有する有期雇用契約者等に関する特別措置法」による計画認定制度の的確な運用などの業務に署員一丸となって鋭意努力して取り組んでまいります。会員の皆様におかれましては、引き続き、労働基準行政に対しましての格別のご支援を重ねてお願い申し上げます。

末筆ではございますが、貴協会のご発展と会員事業場の益々のご繁栄を祈念申し上げ、着任の挨拶とさせていただきます。

離任のご挨拶



三田労働基準監督署
前署長 中山 篤

3月31日をもちまして定年退職により三田労働基準監督署長を退任しました中山でございます。

港区は大企業の本社等が多いだけでなく、民放キ一局5局すべてがある、六本木など日本で有数の繁華街を抱えているなど産業構造も他にない特徴的なものです。建設工事でも、昨年完成した虎ノ門ヒルズなどのような大規模なものが多数見られます。

このような港区を管轄する三田労働基準監督署には脳心臓疾患、精神障害による労災申請や長時間労働、サービス残業などの相談情報が全国的に見ても非常に多い署で、日常業務は多忙を極めております。三田署で2年間の業務を何とかこなすことができましたのは、ひとえに三田労働基準協会や協会の会員の皆様にいろいろな場面でご援助ご支援をいただいたおかげと思っています。また、三田署勤務のおかげで三田労働基準協会の皆様と数多く接する機会を得たことは、38年間の公務員生活の中でも一番の貴重な財産となったものと思います。本当にありがとうございました。

最近長時間労働の抑制をはじめとした「働き方改革」という言葉をよく聞くようになりました。

労働基準行政に身を投じて38年間、この間働き方の変化で一番の大きな出来事は週48時間労働を週40時間労働とした労働基準法の改正でした。「働き方改革」はその時に匹敵するくらい大きな動きになるように感じられます。労働基準行政も今まで以上に長時間労働の抑制のための施策を推進していきます。

このような時期に定年を迎え第一線を退くことはとても残念に思っていたのですが、最近公務員にも定年後再雇用してもらえぬ制度ができ、とりあえずそれに乗ることにしました。今後は、監督署長とは違った立場で働いている方の「働き方改革」推進のお手伝いができると思っています。

最後に、三田労働基準協会の会員の皆様のご隆盛を祈念するとともに三田労働基準監督署の業務運営に変わらぬご支援をお願いいたしまして退任のご挨拶とさせていただきます。

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」 キャンペーンが実施されています

～アルバイトを始める学生が多い4月から7月まで～

厚生労働省は、大学生や専門学校生などの学生を対象に、アルバイトを始める前に労働条件の確認を促すことを目的とした「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施しております。

学生がアルバイトをする際、事業主の労働基準法違反などにより、さまざまなトラブルに巻き込まれることがあります。これらのトラブルの中には、学生側が労働基準法などに関する知識を持っていれば、簡単に避けられるものも少なくありません。

今回のキャンペーンでは、多くの大学生や専門学校生などがアルバイトを始める4月から夏休み前までを実施期間として、キャラクターを活用した広報活動や、大学生座談会の開催、リーフレットの配布などを行っています。

キャンペーン概要

(1) 実施期間

平成27年4月1日から7月31日

(2) 取組内容

- ア 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャラクターを活用した広報活動の実施
- イ 大学生座談会の開催
- ウ 大学などへの「アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント」リーフレットの配布
- エ 労働条件に関する総合情報サイト「確かめよう 労働条件」*や厚生労働省Twitterなどを利用した大学生などの学生向けの情報提供

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャラクター

説明：アルバイトで楽しく働き続けるため、また、トラブルに巻き込まれることを防ぐため、労働条件をしっかりと確かめようと呼びかけ、確かめる」ことの大切さを発信するカメのマスクマン。

本山清数さん（兵庫県）の作品



安全衛生優良企業認定を受けませんか？

安全衛生優良企業 は労働者の 安全や健康を守る企業の証です

労働者が安全・健康に働くことができる環境を作ること、企業にとって不可欠です。
労働者にとっても、企業にとっても、求職者にとっても、ベストな労働環境を目指して—
安全衛生優良企業認定を受けませんか？



安全衛生優良企業とは？

安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことです。
この認定を受けるためには、過去3年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。
基準を満たした企業は、3年間の認定を受けることができ、さまざまなメリットが得られます。



厚生労働省労働基準局安全衛生部
都道府県労働局（労働基準部健康安全主務課）

◆三田労働基準協会ホームページ（<http://www.mita-roukikyo.or.jp>）の「労働ニュース」コーナーから当該サイトにリンクしています。

STOP！転倒災害プロジェクト2015

期間：平成27年1月1日から12月31日まで

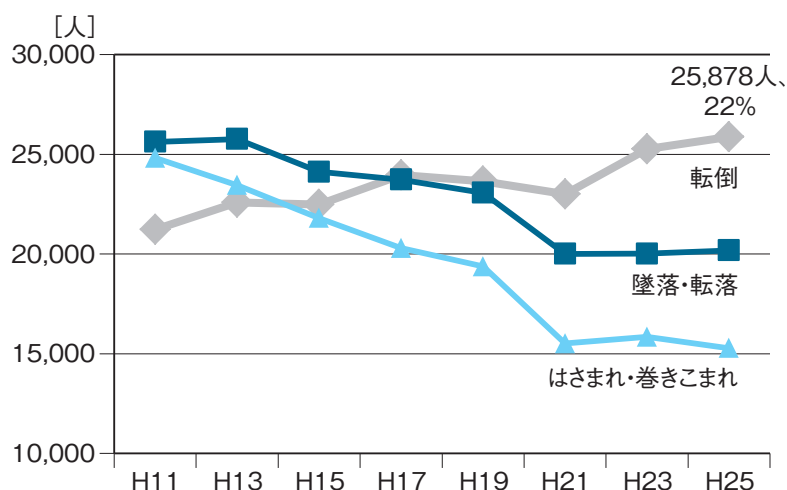
プロジェクトの効果を上げるため、全国安全週間準備月間の6月を、重点取組期間としています

平成25年に、業務上の転倒により4日以上仕事を休んだ方は25,878人で、同年の死傷災害全体の約22%となり、その割合は増加しています。中でも第三次産業では、労働災害全体の30%前後を転倒が占めており、製造業や建設業では割合は低いものの、その増加率は他の災害と比較して高くなっています。

人口動態調査によれば、職業生活を含めた一般生活の中でも、転倒・転落で亡くなる方は交通事故で亡くなる方より多く、転倒の防止は今や国民的課題となっています。高年齢者の就業人口は増加しており、職場における転倒災害防止に向けた一層の取組が求められています。

このような背景を受け、厚生労働省および労働災害防止団体では、この転倒による災害を減少させるため、「STOP！転倒災害プロジェクト2015」を開始しており、転倒災害の防止に向けた意識を啓発し、また、企業における取組に役立つさまざまな情報を発信しています。

転倒災害の発生状況

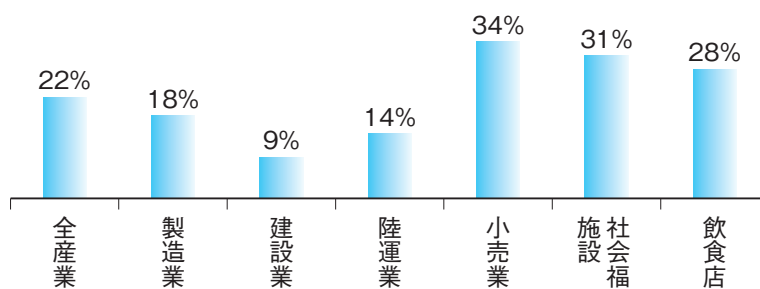


出典：労働者死傷病報告

主要な事故の型の中で、転倒災害が増加中

死傷災害のうち、転倒災害が占める割合 (H25)

転倒災害は、第三次産業で高い割合



出典：労働者死傷病報告

◆三田労働基準協会ホームページ (<http://www.mita-roukikyo.or.jp>) の「労働関係資料」コーナーから、厚生労働省の「STOP！転倒災害プロジェクト2015の情報サイト」にリンクしています。

労働安全衛生法に基づく 健康診断を実施しましょう ～労働者の健康確保のために～

事業者は、労働安全衛生法第66条に基づき、労働者に対して、医師による健康診断を実施しなければなりません。また、労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。

◆健康診断の種類◆

事業者に実施が義務づけられている健康診断には、以下のものがあります。

	健康診断の種類	対象となる労働者	実施時期
一般健康診断	雇入時の健康診断(安衛則第43条)	常時使用する労働者	雇入れの際
	定期健康診断(安衛則第44条)	常時使用する労働者(次項の特定業務従事者を除く)	1年以内ごとに1回
	特定業務従事者の健康診断(安衛則第45条)	労働安全衛生規則第13条第1項第2号(※1)に掲げる業務に常時従事する労働者	左記業務への配置替えの際、6ヶ月以内ごとに1回
	海外派遣労働者の健康診断(安衛則第45条の2)	海外に6ヶ月以上派遣する労働者	海外に6ヶ月以上派遣する際、帰国後国内業務に就かせる際
	給食従業員の検便(安衛則第47条)	事業に附属する食堂または炊事場における給食の業務に従事する労働者	雇入れの際、配置替えの際

※1: 労働安全規則第13条第1項第2号に掲げる業務

- イ 多量の高温物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- ホ 異常気圧下における業務
- ヘ さく岩機、鋸打機等の使用によつて、身体に著しい振動を与える業務
- ト 重量物の取扱い等重激な業務
- チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- リ 坑内における業務
- ヌ 深夜業を含む業務
- ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを飛散する場所における業務
- ワ 病原体によつて汚染のおそれが著しい業務
- カ その他厚生労働大臣が定める業務

また、次の有害な業務に常時従事する労働者等に対し、原則として、雇入れ時、配置替えの際及び6ヶ月以内ごとに1回(じん肺健診は管理区分に応じて1～3年以内ごとに1回)、それぞれ特別の健康診断を実施しなければなりません。

特殊健康診断	・屋内作業場等における有機溶剤業務に常時従事する労働者(有機則第29条) ・鉛業務に常時従事する労働者(鉛則第53条) ・四アルキル鉛等業務に常時従事する労働者(四アルキル鉛則第22条) ・特定化学物質を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者及び過去に従事した有籍労働者(一部の物質に係る業務に限る)(特化則第39条) ・高圧室内業務又は潜水業務に常時従事する労働者(高圧則第38条) ・放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入る者(電離則第56条) ・除染等業務に常時従事する除染等業務従事者(除染則第20条) ・石綿等の取扱い等に伴い石綿の粉じんを飛散する場所における業務に常時従事する労働者及び過去に従事したことのある有籍労働者(石綿則第40条)
じん肺健診	・常時粉じん作業に従事する労働者及び従事したことのある管理2又は管理3の労働者(じん肺法第3条、第7～10条) 注: じん肺の所見があると診断された場合には、労働局に健診結果とエックス線写真を提出する必要があります。
歯科医師による健康診断	(歯科医師による健康診断) ・塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを飛散する場所における業務に常時従事する労働者(安衛則第48条)

なお、VDT作業、騒音作業、重量物取扱い業務、身体に著しい振動を与える業務等の特定の業務については、それぞれ特定の項目について、健康診断を実施するよう指針・通達等が発出されています。詳細は、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせいただき、労働者の健康管理に努めましょう。

◆一般健康診断の項目◆

雇入れ時健康診断及び定期健康診断の項目は、以下のとおりです。

雇入れ時の健康診断（安衛則第43条）	定期健康診断（安衛則第44条）
1 既往歴及び業務歴の調査	1 既往歴及び業務歴の調査
2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査	3 身長 ^(※2) 、体重、腹囲 ^(※2) 、視力及び聴力の検査
4 胸部エックス線検査	4 胸部エックス線検査 ^(※2) 及び喀痰検査 ^(※2)
5 血圧の測定	5 血圧の測定
6 貧血検査（血色素量及び赤血球数）	6 貧血検査（血色素量及び赤血球数） ^(※2)
7 肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP）	7 肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP） ^(※2)
8 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド）	8 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド） ^(※2)
9 血糖検査	9 血糖検査 ^(※2)
10 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）	10 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
11 心電図検査	11 心電図検査 ^(※2)

※2: 定期健康診断（安衛則第44条）における健康診断の項目の省略基準

定期健康診断については、以下の健康診断項目については、それぞれの基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは省略することができます。なお、「医師が必要でないと認める」とは、自覚症状及び他覚症状、既往歴等を勘案し、医師が総合的に判断することをいいます。したがって、以下の省略基準については、年齢等により機械的に決定されるものではないことに留意して下さい。

項目	医師が必要でないと認める時に左記の健康診断項目を省略できる者
身長	20歳以上の者
腹囲	1. 40歳未満（35歳を除く）の者 2. 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 3. BMIが20未満である者（BMI（Body Mass Index）＝体重（kg）／身長（m） ² ） 4. BMIが22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者
胸部エックス線検査	40歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 1. 5歳毎の節目年齢（20歳、25歳、30歳及び35歳）の者 2. 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 3. じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者
喀痰検査	1. 胸部エックス線検査を省略された者 2. 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査	35歳未満の者及び36～39歳の者

なお、特殊健康診断等については、それぞれの健診ごとに特別な健康診断項目が定められています。詳しくは都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

◆健康診断実施後の事業者の具体的な取組事項◆

1. 健康診断の結果の記録

健康診断の結果は、健康診断個人票を作成し、それぞれの健康診断によって定められた期間、保存しておくなくてはなりません。（安衛法第66条の3）

2. 健康診断の結果についての医師等からの意見聴取

健康診断の結果に基づき、健康診断の項目に異常の所見のある労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師（歯科医師による健康診断については歯科医師）の意見を聞かなければなりません。（安衛法第66条の4）

3. 健康診断実施後の措置

上記2による医師又は歯科医師の意見を勘案し必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければなりません。（安衛法第66条の5）

4. 健康診断の結果の労働者への通知

健康診断結果は、労働者に通知しなければなりません。（安衛法第66条の6）

5. 健康診断の結果に基づく保健指導

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要がある労働者に対し、医師や保健師による保健指導を行うよう努めなければなりません。（安衛法第66条の7）

6. 健康診断の結果の所轄労働基準監督署長への報告

健康診断（定期のものに限る。）の結果は、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。（安衛則44条、45条、48条の健診結果報告書については、常時50人以上の労働者を使用する事業者、特殊健診の結果報告書については、健診を行った全ての事業者。）（安衛法第100条）

短時間労働者対策基本方針 概要

「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）」に基づき、短時間労働者（パートタイム労働者）の福祉の増進を図るため、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進、職業能力の開発及び向上等に関する施策の基本となるべき方針を定めるもの。平成27年4月の改正法の施行にあわせて策定。
【運営期間：平成27年度～31年度】

少子高齢化・労働力人口の減少が進む中、全員参加の社会の実現に向け、就労を希望する者が各々のライフスタイルに応じた働き方を通じて能力発揮ができるよう、多様な働き方を実現するための環境整備を進めることが重要。

短時間労働者の現状

- ①短時間労働者数は増加傾向・基幹的役割を担う者も増加している。（雇用者総数の約3割（1,651万人）、うち約7割が女性（平成26年））
- ②正社員とパートの待遇は異なる。
（1時間当たりの所定内給与額は一般労働者の56.6%（平成26年）、年齢・勤続年数で大きくは変わらない。）
- ③ワークライフバランスを実現しやすい働き方だが、正社員としての就職機会を得られず、非自発的に選択する者も存在する。

短時間労働者をめぐる課題

- ①待遇が働き・貢献に見合っていない場合があるため、通常の労働者（正社員）との均等・均衡待遇の一層の確保が必要。
- ②労働条件が不明確になりやすく、通常の労働者と待遇が異なる理由が分からない場合もあるため、短時間労働者の納得性の向上が必要。
- ③希望する者に通常の労働者への転換の機会が与えられること、希望に応じキャリアアップが図られることが必要。

施策の方向性・具体的施策

均等・均衡待遇の確保や通常の労働者への転換等のための取組を一層推進する。

1. 均等・均衡待遇の確保・納得性の向上

- パート労働ポータルサイト等による法等の積極的な周知
- 特に、相談窓口設置義務等の新規規定の重点的な周知
- 「短時間労働者の待遇の原則」に沿った雇用管理の改善促進、労使の取組・裁判例の動向等の情報収集
- 的確な行政指導の実施による法の履行確保
- 雇用管理改善等に積極的に取り組む事業主を社会的に評価するための取組の推進（パート指標の活用促進、宣言制度、表彰制度等）
- 職務分析・職務評価の導入の支援等

2. 短時間労働者の希望に応じた通常の労働者への転換・キャリアアップの推進

- 通常の労働者への転換推進措置義務の履行確保
- 短時間正社員など「多様な正社員」の普及等
- キャリアアップのための情報提供等

3. 労働者に適用される基本的な法令の履行確保

◆三田労働基準協会ホームページ（<http://www.mita-roukikyo.or.jp>）の「労働ニュース」コーナーから当該サイトにリンクしています。

最近の雇用失業情勢

○平成27年2月の雇用失業情勢のポイント（全国）

☆完全失業率（季節調整値）3.5%と、前月より0.1ポイント改善。

☆完全失業者数（原数値）は226万人と、前年同月差6万人減少。（季節調整値は230万人と前月より5万人減少）

☆前月と比べ就業者は6,376万人と2万人増加、雇用者は5,621万人と10万人減少。（いずれも季節調整値）
雇用者数（原数値）を主要産業別にみると、「医療・福祉」では前年同月比での増加傾向を維持している。
「建設業」「情報通信業」「生活関連サービス業、娯楽業」等では減少している。

☆平成27年2月の新規求人倍率（季節調整値）は1.63倍と前月より0.14ポイント悪化。

☆平成27年2月の有効求人倍率（季節調整値）は1.15倍と前月より0.01ポイント改善。

内閣府の月例経済報告（平成27年3月）によると、「景気は、企業部門に改善がみられるなど、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、原油価格下落の影響や各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要がある。」となっている。（※景気判断は上方修正）「雇用情勢は、改善傾向にある。先行きについては、改善傾向が続くことが期待される。」としている。（※雇用情勢判断は維持）

項 目	新規求人倍率(季節調整値)			有効求人倍率(季節調整値)			就職者数	求人充足数
	全国	東京	品川	全国	東京	品川		
23年度	1.11	1.46	4.69	0.68	0.88	2.73	149,287	200,921
24年度	1.32	1.90	7.23	0.82	1.13	4.02	150,775	203,223
25年度	1.53	2.32	9.80	0.97	1.40	5.38	150,132	200,675
27年2月	1.63	2.44	12.20	1.15	1.66	8.03	136,085	180,722

注意) 1. 就職者数、求人充足数は都内ハローワーク全体の原数値です。《平成26年4月～平成27年2月》

2. 就職者数、求人充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイマーを含んだ数値です。

※窓口からの求人・求職状況（平成27年2月）

都内の求人・求職の動きを見ると、新規求人数（原数値）は115,170人で前年同月比0.0%（11件減）と前年同月と同率となった。また、月間有効求人数（原数値）は327,010人で前年同月比6.4%増と、58ヶ月連続で前年同月を上回った。

一方、新規求職申込件数（原数値）は44,438人で前年同月比3.1%増と5ヶ月ぶりに前年同月を上回った。また、月間有効求職者数（原数値）は188,545人で前年同月比3.8%減と、54ヶ月連続で前年同月を下回った。

就職件数は11,677件で前年同月0.2%減となった。一般、パート別の状況を見ると、一般は7,216件で前年同月比1.1%減、パートは4,461件で前年同月比1.2%増となった。

東京の企業倒産状況（株東京商工リサーチ調べ）は、倒産件数は、127件（前年同月比12.4%減）。業種別件数では、卸売業（32件）、サービス業（26件）、建設業、情報通信業（ともに17件）の順となった。

☆ハローワーク品川の労働市場情報・求人・求職・賃金情報等について提供しております。

ハローワーク品川 産業雇用情報官

平成27年度募集！ 若者応援宣言企業に参加しませんか？

若者応援宣言企業とは？

- * 若者の採用・育成に積極的で、通常の求人よりも詳細な企業情報や採用情報を積極的に公開する企業を「若者応援宣言企業」と認定！
- * ハローワークや労働局が「若者応援宣言企業」として求職者等へとPRし、若者と若者応援宣言企業のマッチングを積極的に支援します。

若者応援宣言企業になると、こんなにイイコトが！

メリット① 若者応援宣言企業限定イベントに参加できる！（面接会など）

- * 25、26年度は「若者応援宣言企業限定イベント」を各3回開催し、好評を博しました！ 27年度も限定イベントを企画していきます！
- * 25年度実施の面接会では約240社、26年度実施の面接会では約400社の企業にご参加いただきました！

メリット② ハローワークでPR！

- * 都内全てのハローワークに「若者応援宣言企業コーナー」を設置してPRします！
- * 求人検索端末では、求職者が若者応援宣言企業選択ボタンでスピード検索可能に！

メリット③ 「若者応援宣言企業求人検索システム」でかんたん検索！

- * 25、26年度ともに、約1000社の企業情報を掲載しました！
- * 27年度も「若者応援宣言企業」の情報を「若者応援宣言企業求人検索システム」に掲載することで、求職者が企業の魅力に「すぐに出会える場」を提供します！

平成27年度の宣言は都内ハローワークにて 4月1日から受付開始！

詳しくは東京労働局のホームページをご覧ください！

【若者応援宣言企業 東京】で検索してください。

☆東京労働局と都内ハローワークでは「若者応援宣言事業」により、若者の採用・育成に積極的な中小・中堅企業と、次世代を担う若者のマッチングをサポートしています。

安全管理者・衛生管理者・安全衛生推進者・ 衛生推進者の選任について

- ◎労働安全衛生法では、事業場を一つの適用単位として、各事業場の業種、規模等に応じて、安全管理者、衛生管理者及び産業医の選任を義務づけています。
- ◎安全管理者、衛生管理者及び産業医の選任は、その選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任し、遅滞なく所轄の労働基準監督署へ報告する必要があります。

安全管理者

[労働安全衛生法第11条(労働安全衛生法施行令第3条、労働安全衛生規則第4条等)]

1 安全管理者

労働安全衛生法第11条では、一定の業種及び規模の事業場ごとに「安全管理者」を選任し、その者に安全衛生業務のうち、安全に係る技術的事項を管理させることとなっています。

2 安全管理者の選任

安全管理者を選任しなければならない事業場は、次のとおりです。

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	事業場の規模（常時使用する労働者数）……50人以上
---	---------------------------

3 選任すべき者の資格要件

- (1) 厚生労働大臣の定める研修を修了した者で、次のいずれかに該当する者。
 - ア 大学の理科系の課程を卒業し、その後2年以上産業安全の実務を経験した者
 - イ 高等学校等の理科系の課程を卒業し、その後4年以上産業安全の実務を経験した者
 - ウ その他厚生労働大臣が定める者（理科系統以外の大学を卒業後4年以上、同高等学校を卒業後6年以上産業安全の実務を経験した者、7年以上産業安全の実務を経験した者等）
- (2) 労働安全コンサルタント

4 安全管理者の職務

安全管理者は、主に次の業務を行うことになっています。

- ア 建設物、設備、作業場所または作業方法に危険がある場合における応急措置または適当な防止の措置
- イ 安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期的点検および整備
- ウ 作業の安全についての教育及び訓練
- エ 発生した災害原因の調査及び対策の検討
- オ 消防及び避難の訓練
- カ 作業主任者その他安全に関する補助者の監督
- キ 安全に関する資料の作成、収集及び重要事項の記録
- ク その事業の労働者が行なう作業が他の事業の労働者が行なう作業と同一の場所において行なわれる場合における安全に関し、必要な措置

衛生管理者

[労働安全衛生法第12条(労働安全衛生法施行令第4条、労働安全衛生規則第7条)]

1 衛生管理者

労働安全衛生法第12条では、一定の規模及び業種の区分に応じ「衛生管理者」を選任し、その者に安全衛生業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理させることとなっています。

2 衛生管理者の選任

常時50人以上の労働者を使用するすべての事業場で選任することとなっています。

ただし、事業場の規模ごとに選任しなければならない衛生管理者の数は、次のとおりです。

事業場の規模（常時使用する労働者数）	衛生管理者の数
50人～200人	1人
201人～500人	2人
501人～1,000人	3人
1,001人～2,000人	4人
2,001人～3,000人	5人
3,001人以上	6人

また、次に該当する事業場にあつては、衛生管理者のうち1人を専任の衛生管理者とすることとなっています。

イ 業種にかかわらず常時1,000人を超える労働者を使用する事業場

ロ 常時500人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働または一定の有害な業務に常時30人以上の労働者を従事させるもの

なお、常時500人を超える労働者を使用する事業場で、エックス線等の有害放射線にさらされる業務や鉛等の有害物を発散する場所における業務などに常時30人以上の労働者を従事させる場合は、衛生管理者のうち1人を衛生工学衛生管理者免許を受けた者のうちから選任することとなっています。

3 選任すべき者の資格要件

事業場の業種ごとに選任しなければならない免許等保有者は、次のとおりです。

業 種	免許等保有者
農林水産業、鉱業、建設業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業及び清掃業	第一種衛生管理者免許もしくは衛生工学衛生管理者免許を有する者または医師、歯科医師、労働衛生コンサルタントなど
その他の業種	第一種衛生管理者免許、第二種衛生管理者免許もしくは衛生工学衛生管理者免許を有する者または医師、歯科医師、労働衛生コンサルタントなど

4 衛生管理者の職務

(1) 衛生管理者の職務

- ア 健康に異常のある者の発見及び処置
- イ 作業環境の衛生上の調査
- ウ 作業条件、施設等の衛生上の改善
- エ 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備
- オ 衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項
- カ 労働者の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成
- キ その事業の労働者が行なう作業が他の事業の労働者が行なう作業と同一の場所において行われる場合における衛生に関し必要な措置
- ク その他衛生日誌の記載等職務上の記録の整備等

(2) 定期巡視

少なくとも毎週1回作業場を巡視し、設備、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときに、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければなりません。

安全衛生推進者、衛生推進者

労働安全衛生法第12条の2では、事業場規模10～49人の事業場について、安全衛生推進者（一定の業種については衛生推進者）を選任し、その者の事業場における安全衛生にかかる業務（衛生推進者にあつては衛生にかかる業務）を担当させることとなっています。

1 安全衛生推進者、衛生推進者

事業場の規模（常時使用する労働者数）が10～49人で次のとおりです。

選任すべき推進者	業 種
安全衛生推進者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品小売業、家具・建具・什器等卸売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業
衛生推進者	上記以外の業種

選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任することが必要です。

2 安全衛生推進者、衛生推進者の職務

安全衛生推進者（衛生推進者）の職務は以下のとおりです。

- A 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
 - B 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
 - C 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
 - D 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
 - E その他労働災害を防止するために必要な業務
- *衛生推進者にあつては、上記の職務のうち衛生にかかる事項
- *安全衛生推進者（衛生推進者）を選任したときは、事業場内の見やすい箇所に氏名を掲示する等により周知する必要があります。

3 選任すべき者の資格要件

安全衛生推進者（衛生推進者）の業務を担当するのに必要な能力を有すると認められる者（昭和63年9月5日 労働省告示第80号「安全衛生推進者等の選任に関する基準」を参照）

講習会のご案内

企画中の講習会からご紹介します。

● ストレスチェックに関する省令、指針の解説

改正労働安全衛生法で事業者求められるストレスチェック制度（平成27年12月実施）の詳細。

平成27年5月29日（金）13:30～16:30

常時使用する労働者に対してストレスチェックと面接指導の実施等を事業者が義務付ける制度が創設されました。職場におけるストレス要因を評価し職場環境の改善につなげることでストレスの要因そのものを低減させるものであり、さらにメンタルヘルス不調のリスクの高い者を早期に発見し、医師による面接指導につなげることで、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止する取組です。

● 改正労働安全衛生法「ストレスチェック制度の実際」

改正労働安全衛生法で医師・保健師等による検査（ストレスチェック）の実施が義務付けられました（労働者50人未満は努力義務）。

平成27年8月25日（火）13:30～16:00

ストレスチェック制度の全体像（制度の流れ）、具体的実施事項、調査結果の活用、労務管理上の留意点（守秘義務）などについて、労働者の健康管理・労務管理・企業リスク管理の観点から総合的に解説いたします。

資格関係講習

● 「安全管理者」選任時研修

平成27年5月14日（木）～15日（金） 1日目：9:20～17:00 / 2日目：9:20～12:50

会場：三田労働基準協会研修センター

● 「衛生管理者」受験準備講習

平成27年5月26日（火）～28日（木） 各日とも9:00～17:00

第1種：5月26日（火）～28日（木）3日間 / 第2種：5月26日（火）～27日（水）2日間

会場：三田労働基準協会研修センター

● 「安全衛生推進者」初任時教育

平成27年6月9日（火）9:00～17:30 会場：三田労働基準協会研修センター

● 「衛生推進者」養成講習

平成27年6月22日（月）10:00～16:40 会場：法人ビル4階（大田労働基準協会入居ビル）

● 「リスクアセスメント担当者」研修

平成27年7月8日（水）9:30～16:30 会場：三田労働基準協会研修センター

「リスクアセスメント」につきましては、労働災害を更に減少させていくための手法として有効性が評価されており、その普及と定着が昨今の課題とされております。つきましては厚生労働省の「リスクアセスメント担当者研修実施要領」に基づく「リスクアセスメント担当者養成研修」を実施いたします。

● 「第2種衛生管理者」能力向上教育

平成27年7月10日（金）9:00～17:30 会場：三田労働基準協会研修センター

厚生労働省の定めるカリキュラム（平18.3.31能力向上教育指針公示第5号）に基づき、下記により「第2種衛生管理者（裏面※参照）能力向上教育」を開催いたします。

● 「安全衛生推進者」養成講習

平成27年7月15日（水）～16日（木） 両日とも9:30～16:10 会場：南部労政会館2F 第5会議室

◆各講習の詳細は三田労働基準協会ホームページ（<http://www.mita-roukikyo.or.jp>）をご覧ください。

三田労働基準監督署人事異動

4月1日付けで人事異動があり、次の幹部の方々が着任されました。

職 名	氏 名	職 名	氏 名
署 長	武 藤 一 雄	第4方面主任監督官	恒 吉 恵 美
次 長	柴 田 昌 志	第5方面主任監督官	森 下 弘 貴
次 長	高 橋 伸 夫	労 災 第 1 課 長	山 田 絵 美
第1方面主任監督官	福 島 憲 一	業 務 課 長	市 川 孝 一
第3方面主任監督官	野 上 浩 一		

平成27年度（第67回）定期総会開催のご案内

平成27年度（第65回）定期総会を下記により開催いたします。別途ご案内を差し上げますので、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

日 時／平成27年5月22日（金） 午後4時～5時

会 場／東京プリンスホテル 港区芝公園3-3-1 電話 03-3432-1111

また、総会終了後、東京労働局・三田労働基準監督署等の幹部職員の皆様などご来賓をお迎えして、恒例の懇親会（会費10,000円）を開催いたしますので、併せてご参加下さいますようお願いいたします。

「定期健康診断のご案内」について

例年6月に実施しております定期健康診断・特殊健康診断を、本年は6月8日（月）に予定しております。文書は、4月上旬に発送しました講習会等のご案内に同封させていただきましたので、よろしくお願いいたします。また、協会ホームページには既に掲載しておりますのでご覧下さい。なお、受診者が20名以上になれば、健診機関と相談のうえ別途巡回健診をすることが可能とのことです。ぜひご利用ください。

（健康診断実施機関：（一財）全日本労働福祉協会）

平成27年度会費納入のお願い

会費の納入につきましては、例年通り4月24日（金）にお振込のお願いの文書を発送させていただきますのでよろしくお願いいたします。

〈新入会員のご紹介〉

前号以降にご入会された会員の皆様です。よろしくお願いいたします。

事 業 場 名	所 在 地	電 話	業 種
日本ドライケミカル(株)	港区台場2-3-1	03-3599-9516	消防施設工事業、消火器、消防自動車
みらい労務管理事務所	渋谷区渋谷1-24-7-6 A	03-3409-1013	社会保険労務士業
(株)安田エステートサービス	港区海岸3-2-12	03-5232-1990	ビルメンテナンス業
日通旅行(株)	港区新橋1-5-2	03-3573-8500	旅行業
(株)FTプランニングハウス東京	港区芝公園2-2-21	03-5777-2082	販促企画・デザイン
社会保険労務士法人 石山事務所	港区愛宕1-1-10	03-3434-7478	社会保険労務士事務所
NTT印刷(株)	港区芝浦3-4-1	03-6453-7405	印刷業
野里電気工業(株) 東京事業本部	港区港南1-6-41	03-3458-3551	建設業（電気工事）
(株)ミウ	豊島区西池袋3-32-5	03-6479-4012	ボーカalsクールの経営

コラム

樋口卓治 著

『ボクの妻と結婚してください』

(12 講談社)



いのち・シリーズ ⑦①

9月25日 余命あと181日

多忙な放送作家・三村修治（45）は、すい臓がん、余命約6カ月を告げられた。延命は一年程度だという。

家族は、結婚して15年になる妻彩子（38）と10歳になる息子陽一郎だ。

妻に余命をどのように伝えたら……と逡巡するあいだに、仕事のスケジュールだけが勢いよく進行していく。『残りの時間を家族と過ごし、看取られて死んで行く。（略）そういう感じではなく、自分がいなくなった後に妻と息子が笑顔でいられる企画』を建てなければと思う。

主治医からメールがくる。放射線化学療法によってガンが縮小すれば、切除可能になることもあり、延命時期が延びるという。面接して辞退の意思を伝えた。

ふと、「この先、妻はバツイチになる。（略）僕がいなくなっても、妻と息子が幸せに暮らす……。妻と息子を愛してくれる人がどこかにいる……」と考えた。

「そうだ、妻の結婚相手を探そう……！」と思いつく。

1月25日 余命あと59日

テレビのリサーチーのかたわら結婚相談所を持っている旧知の知多かおりと会う。「妻の結婚相手を探しに来たんです」、そして病氣のこと、時間がなくなることすべて話す。

「このアンケート（理想のパートナー像）に奥さまの好みをびっしり埋めてきてくれない？」

2月5日 余命あと48日

「ある決心をした。放送作家を引退する。」

2月18日 余命あと35日

結婚相手の候補が見つかったと連絡があった。

「伊東正蔵さん。年齢は39歳。既婚歴はなしです。伊東さんは、都内でインテリアの販売会社を経営する社長さんです。ご出身は札幌……。」

2月23日 余命あと30日

知多さんと、その部下の都築おさむということにして伊東と会う。伊東は「これまで結婚しなかったのは仕事が忙しく、肝心の出会いに恵まれなかったから」というような身の上話を始めた。

伊東はこの縁談を大いに乗り気になったらしく、見合いは十日後の日曜日ではどうかと言う。

伊東は最後に、鋭い質問をしてきた。

「都築さんは、家族としてではなく、奥さまを愛していますか」

「いい質問だわ。聞きたい、聞きたい。愛している？」

「愛しています。浮気をすることがあるなら、自分の妻と浮気したいくらい愛しています」

3月5日 余命あと20日

妻は僕にグッと顔を近づけ、言った。

「私、お見合いしてもいいよ」

3月12日 余命まであと15日

伊東から電話があった。

「彩子さんから正式に交際を申し込まれました」

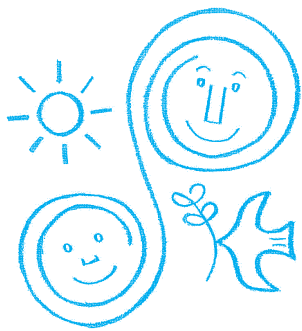
「デートは必ず三人でと言われました」

その後三人で、しばしば会う。

3月25日

桜の季節より少し早い3月25日、家族に看取られ、逝去。

藤枝 丞（藤枝事務所主宰）



健康診断・特殊健康診断等

企業に合った健康診断を提供しております。
定期的に健康診断を受け、早期発見・早期治療を心掛けましょう。

併せて、**長時間労働面談・保健指導・健康
セミナー・健康相談**等実施しております。

お気軽にご相談下さい。

作業環境測定についてもお任せ下さい。



一般財団法人 全日本労働福祉協会

ALL JAPAN LABOUR WELFARE FOUNDATION

会長 医学博士 柳澤 信夫



〒142-0064 東京都品川区旗の台6-16-11

TEL : 03-3783-9411

FAX : 03-3783-6598 Mail : keikaku@zrf.or.jp



全日本労働福祉協会は、厚生労働省が推進する、がん検診受診率50%を目指すプロジェクトの推進パートナーです。

働くみんなに、
大きな安心。

中退共は、半世紀で100万社以上の中小企業に
ご利用いただいている国の退職金制度です。

中退共 小企業退職金共済制度

安全

国の制度だから安心
新規加入や掛金を増額する場合、
掛金の一部を国が助成します。

有利

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

簡単

社外積立で管理も簡単
納付状況や退職金試算額を
事業主さんにお知らせします。



詳しくはホームページをご覧ください。

中退共 検索



(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1

TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

みなとみた

平成27年4月号 平成27年4月15日発行(年6回発行) 第19巻第3号通巻第109号

[編集発行] 一般社団法人 三田労働基準協会

[編集協力] 労働調査会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5 調査会ビル

TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692

TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>